

証券コード 2747
平成30年5月10日

株 主 各 位

札幌市手稲区星置1条2丁目1番1号
北雄ラッキー株式会社
代表取締役社長 桐生 宇優

第48回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、当社第48回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席下さいますようご通知申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、平成30年5月25日（金曜日）午後6時までにご到着するようご返送いただきたくお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 平成30年5月28日（月曜日）午前10時
2. 場 所 札幌市中央区北1条西12丁目1
ホテル さっぽろ芸文館（旧 北海道厚生年金会館）
3階 黎明の間
（末尾の「定時株主総会会場のご案内図」をご参照下さい。）
3. 会議の目的事項
報告事項 第48期（平成29年3月1日から平成30年2月28日まで）事業報告及び計算書類報告の件
決議事項 第1号議案 剰余金処分の件
第2号議案 株式併合の件
第3号議案 定款一部変更の件
第4号議案 監査役1名選任の件
第5号議案 退任監査役に対する退職慰労金贈呈の件

以 上

- ~~~~~
1. 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付へご提出下さいますようお願いいたします。
 2. 事業報告、計算書類及び株主総会参考書類に修正すべき事項が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト (<http://www.hokuyu-lucky.co.jp>) において、修正後の事項を掲載させていただきます。

(添付書類)

事業報告

(平成29年3月1日から
平成30年2月28日まで)

1. 会社の現況

(1) 当事業年度の事業の状況

① 事業の経過及び成果

当事業年度におけるわが国経済は、各種政策の効果もあり、雇用・所得環境や企業収益の改善が続くなかで緩やかな回復基調で推移しました。一方、海外情勢においては、米国政権の保護主義的な政策運営やアジアにおける地政学的リスクの高まりなどにより金融・資本市場への影響が懸念されるなど、先行きは不透明な状態が続いております。

スーパーマーケット業界におきましては、依然として消費者の低価格・節約志向が続くなか、個人消費の本格的回復には至っておらず、小売業を取り巻く環境は業種の垣根を越えた競争が激しさを増し、少子高齢化による市場の縮小、労働力確保対策や人件費高騰による企業収益への影響など、楽観できない厳しい状況が続くものと思われまます。

このような状況のなか当社におきましては、消費停滞や競争激化といった状況に対処するため、「商品力」及び「現場力」の強化による競争力の確立を最大の課題として、「豊かで楽しい食生活提案型スーパーマーケット」の構築に取り組んでまいりました。

販売政策の面では、店舗運営における店長主導による迅速かつ適切な対応を目的とする「現場力」の強化に加えて、お客様のニーズを的確に汲取る「マーケティング力」の強化により、お客様が求める商品・サービス及び情報をより多く提供することで、お客様満足度の向上に努めてまいりました。また、顧客サービスにおいては、電子マネー機能付ポイントカード「コジカカード」への切替え・導入により、お客様の利便性向上や「コジカカード」利用者を対象とした販促活動及びクーポン販促の強化に努めてまいりました。

商品政策の面では、52週重点商品の拡販に加えて、健康と安心を提供するナチュラルラッキー商品及びおいしさを提供するテイスティラッキー商品、時代を背景に即食・簡便商品、集客に重要なパワープライス商品などを柱とするラッキー100カテゴリー（強化カテゴリー）の構築により、北海道No.1商

品力の確立に努めてまいりました。

経費面につきましては、原油相場の上昇等により水道光熱費が前年を上回りましたが、「コジカカード」の導入に伴うポイント販促方法の効率化により販売手数料が大幅に削減され、販売費及び一般管理費は前事業年度比97.8%となりました。

設備投資につきましては、平成29年6月19日に旧「ラッキー西野2号店」を「ラッキーマート西野店」として新装開店し、同年10月25日に紋別郡湧別町に「シティマート中湧別店」（食料品店）を新規開店しております。改装店舗としては、平成29年4月に「ラッキー清田店」、同年5月に「シティ美幌店」、同年10月に「シティ稚内店」、同年11月に「シティ遠軽店」の改装を実施しております。

なお、経営資源の最適化を図るため、平成30年2月25日付で「ラッキー衣料館桔梗店」を閉店しております。

これらの結果、当事業年度の売上高は417億11百万円（前事業年度比3.2%減）、営業利益は4億7百万円（前事業年度比14.0%増）、経常利益は4億30百万円（前事業年度比0.8%減）、当期純利益は1億64百万円（前事業年度比5.5%減）となりました。

平成30年2月28日現在の店舗数は、34店舗であります。

事業部門別売上高、前事業年度比及び構成比は次のとおりであります。

事業部門別		金額 (千円)	前事業年度比 (%)	構成比 (%)	
スーパー マーケット 事業部門	食料品	青果	5,266,210	94.2	12.6
		精肉	4,407,638	99.1	10.6
		鮮魚	3,665,668	93.6	8.8
		惣菜	3,713,322	99.6	8.9
		日配品	5,820,442	98.2	14.0
		グロサリー	10,391,054	97.0	24.9
		菓 子	2,125,035	97.3	5.1
		食料品その他	238,982	96.4	0.6
		計	35,628,355	96.9	85.5
	衣料品	婦 人	1,007,064	94.5	2.4
		紳 士	415,954	92.8	1.0
		子 供	153,900	82.3	0.4
		服飾寝具	1,226,314	97.9	2.9
		肌着靴下	1,102,466	95.7	2.6
		計	3,905,700	95.2	9.3
	住居品	日用品	701,095	96.7	1.7
		家庭雑貨	434,207	97.0	1.0
		住居品その他	449,110	96.1	1.1
		計	1,584,413	96.6	3.8
	テナント売上高		593,361	101.4	1.4
合 計		41,711,830	96.8	100.0	

- (注) 1. 上記金額に消費税等は含まれておりません。
2. 上記金額に不動産賃貸収入及び配送手数料収入は含まれておりません。
3. グロサリーの売上には酒・米・たばこの売上を含んでおります。
4. 食料品その他は催事売上であります。
5. 住居品その他は書籍・花・商品券等の売上であります。

② 設備投資の状況

当事業年度中において実施いたしました設備投資の総額は684,617千円で、その主要なものは次のとおりであります。

スーパーマーケット事業部門

・札幌市西区	西野店	償却資産	243,369千円
	西野店	リース資産	84,588千円
・北海道紋別郡湧別町	中湧別店	償却資産	8,617千円
	中湧別店	リース資産	25,680千円
・北海道稚内市新光町	稚内店	償却資産	46,628千円
・北海道紋別郡遠軽町	遠軽店	償却資産	36,571千円
	遠軽店	リース資産	7,250千円
・北海道網走郡美幌町	美幌店	償却資産	12,085千円
	美幌店	リース資産	14,264千円
・札幌市手稲区	本社	ソフトウェア資産	26,375千円

③ 資金調達の状況

当社は、平成29年10月31日に第9回無担保社債を発行し、3億円の資金調達を行いました。

④ 事業の譲渡、吸収分割又は新設分割の状況

該当事項はありません。

⑤ 他の会社の事業の譲受けの状況

該当事項はありません。

⑥ 吸収合併又は吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

該当事項はありません。

⑦ 他の会社の株式その他の持分又は新株予約権等の取得又は処分の状況

該当事項はありません。

(2) 財産及び損益の状況

区 分	第45期 (平成27年2月期)	第46期 (平成28年2月期)	第47期 (平成29年2月期)	第48期 (当事業年度) (平成30年2月期)
売上高(千円)	42,669,204	43,560,907	43,080,676	41,711,830
経常利益(千円)	222,775	323,591	433,841	430,368
当期純利益(千円)	79,737	150,402	174,023	164,444
1株当たり当期純利益(円)	12.61	23.79	27.53	26.02
総資産(千円)	19,971,933	19,909,011	19,439,813	19,518,021
純資産(千円)	4,481,272	4,527,190	4,682,497	4,769,157

(注) 1株当たり当期純利益は、自己株式を控除した期中平均株式数に基づいて算出しております。

(3) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社の状況

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

該当事項はありません。

(4) 対処すべき課題

今後の見通しにつきましては、地政学的リスクや米国の通商政策の行方など海外経済の不透明要因もありますが、国内経済は個人消費の伸び悩みはあるものの、輸出増を背景に企業設備投資は拡大傾向にあり、雇用・所得環境が着実に改善していることから、景気は回復基調を維持するものと予想されます。

スーパーマーケット業界におきましては、ドラッグストアやネット通販など業種の垣根を越えた競争が激しさを増すなか、低価格志向を含めたお客様の多種多様な購買嗜好への対応及び少子高齢化による市場縮小への対応力が求められており、更には、労働需給の逼迫及び最低賃金改定による人件費上昇への対処が喫緊の課題となっており、引続き厳しい経営環境が続くものと思われま。

当社は、消費停滞や競争激化といった状況に対処するため、「商品力」、「現場力」、「マーケティング力」の強化に最大限傾注することを営業方針として取組んでまいります。そして、当社はお客様が求める、価格的にも品質的にも多様化するニーズに対応することで、これまで以上にお客様の支持

と信頼を拡大してまいります。

○商品力の強化

- ・ラッキー商品政策の根幹となる「ラッキー100カテゴリー」構築のための6つのMD要素
 - ①パワープライス、②テイスティラッキー、③ナチュラルラッキー
 - ④地元MD、⑤即食・簡便、⑥量のMD
- ・ID-POSの活用による顧客ニーズの把握と商品（品揃え）連動への活用により、よりおいしく、より豊かで楽しい食事を楽しもうと料理をする人々の応援に努める。

○現場力の強化

- ・店長力強化の次のステップとしてチーフ力の強化（次の店長、次の指導者となる人材の指導育成）に取り組む。
- ・接客の向上に努めることにより、お客様と従業員との信頼関係をより強固なものとする。また、地域コミュニティとの連携を深めることにより、地域密着スーパーマーケットとしての役割を果たす。

○マーケティング力の強化

- ・お客様の求めるニーズに対応するための商品力強化の手段でもあり、お客様と近づく（知る）ための現場力強化の手段でもあるマーケティング力の強化が必要。
- ・最終的には、お客様にとってはラッキーで買い物をすることが「ステータス」と感じられるようになり、従業員にとってはラッキーで働いていることが「ステータス」と感じられるように、「ラッキー」というブランド形成を目的とする。

翌事業年度の投資計画としては、平成30年4月に「ラッキー岩内店」を改装し、同年9月に「ラッキー西岡店」の改装を予定しております。

その他の設備投資につきましては、引続き堅実な範囲にて実施してまいります。

当社はこうした数ある課題を着実に実施していくことにより、厳しい経営環境にあるなか、競争力のある企業、お客様から愛される企業の構築に向けて取り組んでまいり所存であります。

株主の皆様におかれましては、引続き変わらぬご支援を賜りますようお願い申し上げます。

(5) 主要な事業内容（平成30年2月28日現在）

事業区分	主要製品・事業内容
スーパーマーケット事業部門	一般消費者を対象としたスーパーマーケット業を営んでおり、取扱いの商品は多岐にわたるため、記載を省略しております。

(6) 主要な営業所及び店舗等（平成30年2月28日現在）

スーパーマーケット事業部門

名 称	区 分	所 在 地
本社（営業部、管理部）	事務所	札幌市手稲区
ラッキーデリカセンター	加工場	北海道小樽市銭函
生鮮センター	加工場	札幌市中央区
低温センター	配送センター	札幌市中央区
シティデリカセンター	加工場	北海道網走郡美幌町
ラッキー山の手店	店舗	札幌市西区
ラッキー北49条店	店舗	札幌市東区
ラッキー清田店	店舗	札幌市清田区
ラッキー篠路店	店舗	札幌市北区
ラッキー菊水元町店	店舗	札幌市白石区
ラッキーマート西野店	店舗	札幌市西区
ラッキー西岡店	店舗	札幌市豊平区
ラッキー朝里店	店舗	北海道小樽市新光
ラッキー川沿店	店舗	札幌市南区
ラッキー花川南店	店舗	北海道石狩市花川南
シティ美幌店	店舗	北海道網走郡美幌町
ラッキー千歳錦町店	店舗	北海道千歳市錦町
シティ遠軽店	店舗	北海道紋別郡遠軽町
ラッキー栗山店	店舗	北海道夕張郡栗山町
シティ網走店	店舗	北海道網走市駒場北
ラッキー新琴似四番通店	店舗	札幌市北区

名 称	区 分	所 在 地
ラッキー星置駅前店	店舗	札幌市手稲区
ラッキー長沼店	店舗	北海道夕張郡長沼町
ラッキー発寒店	店舗	札幌市西区
シティ紋別店	店舗	北海道紋別市渚滑町
シティ稚内店	店舗	北海道稚内市新光町
ラッキー岩内店	店舗	北海道岩内郡岩内町
ラッキー倶知安店	店舗	北海道虻田郡倶知安町
シティマート訓子府店	店舗	北海道常呂郡訓子府町
ラッキーマート幌向店	店舗	北海道岩見沢市幌向南
シティマート女満別店	店舗	北海道網走郡大空町
シティマート中湧別店	店舗	北海道紋別郡湧別町
ラッキー衣料館白石ターミナル店	店舗	札幌市白石区
ラッキー衣料館北24条店	店舗	札幌市北区
ラッキー衣料館北30条店	店舗	札幌市東区
ラッキー衣料館手宮店	店舗	北海道小樽市手宮
ラッキー衣料館札内店	店舗	北海道中川郡幕別町
ラッキー衣料館ひとみ店	店舗	北海道函館市人見町
ラッキー衣料館美原店	店舗	北海道函館市美原

(注) 当事業年度におきましては、平成29年6月19日に旧「ラッキー西野2号店」を「ラッキーマート西野店」として新装開店し、同年10月25日に紋別郡湧別町に「シティマート中湧別店」（食料品店）を新規開店しております。改装店舗としては、平成29年4月に「ラッキー清田店」、同年5月に「シティ美幌店」、同年10月に「シティ稚内店」、同年11月に「シティ遠軽店」の改装を実施しております。

なお、経営資源の最適化を図るため、平成30年2月25日付で「ラッキー衣料館桔梗店」を閉店しております。

平成30年2月28日現在の店舗数は34店舗であります。

(7) 従業員の状況 (平成30年2月28日現在)

従業員数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
483名	4名減	44.7歳	19.5年

(注) 上記のほか、パートタイマーは1,398名(1日8時間換算、月平均人数)であります。

(8) 主要な借入先の状況 (平成30年2月28日現在)

借入先	借入額
株式会社北洋銀行	2,746,408千円
株式会社三井住友銀行	1,094,089千円
株式会社北海道銀行	1,048,899千円
株式会社三菱東京UFJ銀行	705,247千円
株式会社商工組合中央金庫	594,060千円
株式会社北陸銀行	580,012千円
株式会社りそな銀行	423,298千円
株式会社みずほ銀行	408,525千円

(注) 株式会社三菱東京UFJ銀行は、平成30年4月1日付で株式会社三菱UFJ銀行に商号変更いたしました。

(9) その他会社の現況に関する重要な事項
記載すべき重要な事項はありません。

2. 株式の状況（平成30年2月28日現在）

- (1) 発行可能株式総数 12,080,000株
- (2) 発行済株式の総数 6,323,201株
- (3) 単元株式数 1,000株
- (4) 株主数 1,210名（前事業年度末比113名増）
- (5) 大株主

株 主 名	持株数（千株）	持株比率（％）
桐生 泰夫	662	10.48
横山 清	350	5.53
株式会社 北洋銀行	310	4.90
田中 寛密	300	4.74
堀 勝彦	240	3.79
桐生 宇優	193	3.06
有限会社 まるせん商事	173	2.73
株式会社 北海道銀行	150	2.37
桐生 美智子	143	2.26
千葉 サカエ	138	2.18

- (注) 1. 持株比率は自己株式（2,975株）を控除して計算しております。
2. 持株比率は小数点第3位を切り捨てて表示しております。

- (6) その他株式に関する重要な事項
特記すべき事項はありません。

3. 新株予約権等の状況

該当事項はありません。

4. 会社役員 の 状況

(1) 取締役及び監査役の状況 (平成30年2月28日現在)

地 位	氏 名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役会長	川 端 敏	
代表取締役社長	桐 生 宇 優	株式会社北海道シジシー 取締役
取締役 専務執行役員	山 本 光 治	営業本部長
取締役 常務執行役員	山 川 浩 文	管理本部長
取締役 執行役員	堀 田 史 朗	業務推進室長
取締役 執行役員	鴫 澤 賢 治	経理部長
取締役 執行役員	大 橋 洋	開発部長
取締役	吉 田 周 史	吉田周史公認会計士事務所 所長 フュージョン株式会社 社外監査役 株式会社ホープ 取締役 株式会社CEホールディングス 社外取締役 (監査等委員)
常勤監査役	田井中 廣 治	
監査役	堀 勝 彦	
監査役	宮 脇 憲 二	
監査役	伊 藤 光 男	伊藤光男税理士事務所 所長

- (注) 1. 平成29年5月26日開催の第47回定時株主総会終結の時をもって、取締役 千葉敬一氏は任期満了により退任いたしました。
2. 平成29年5月26日開催の第47回定時株主総会において、新たに大橋洋氏は取締役に選任され就任いたしました。
3. 取締役 吉田周史氏は、社外取締役であります。
4. 監査役 宮脇憲二氏及び監査役 伊藤光男氏は、社外監査役であります。
5. 監査役 伊藤光男氏は、税理士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
6. 当社は、取締役 吉田周史氏及び監査役 宮脇憲二氏を株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
7. 当社は執行役員制度を導入しております。取締役兼務者を除く平成30年2月28日現在の執行役員は次のとおりであります。

地 位	氏 名	担当及び重要な兼職の状況
執行役員	猿 渡 浩 一	総務部長
執行役員	中 瀬 美 夫	生鮮部長
執行役員	斎 藤 礼 二	遠軽店長

(2) 取締役及び監査役の報酬等の総額

区 分	員数	報酬等の総額	摘 要
取締役	9名	89,391千円	(うち社外取締役1名 2,400千円)
監査役	4名	10,833千円	(うち社外監査役2名 1,200千円)
合 計	13名	100,224千円	(うち社外役員 3名 3,600千円)

- (注) 1. 使用人兼務取締役の使用人分給与は支給しておりません。
2. 取締役及び監査役の報酬等の総額の限度額は、監査役については平成4年5月28日開催の第22回定時株主総会において、年額20,000千円以内と決議いただいております。取締役については平成25年5月29日開催の第43回定時株主総会において、年額150,000千円以内(ただし、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない)と決議いただいております。
3. 上記の報酬等の総額には、当事業年度における役員退職慰労引当金繰入額12,601千円(取締役8名11,858千円、監査役1名742千円)が含まれております。
4. 上記のほか、平成29年5月26日開催の第47回定時株主総会決議に基づき、退任取締役に対して役員退職慰労金を下記のとおり支給しております。
- 退任取締役 1名 11,655千円

(3) 役員報酬等の内容の決定に関する方針

取締役及び監査役の報酬は、株主総会でご決議いただいた報酬総額の限度額の範囲内において、社内規程に基づき決定しております。

取締役の報酬額は、前事業年度業績及び経営環境等を勘案したうえで取締役会において決定することとしております。

監査役の報酬額は、それぞれの監査役の職務と責任に応じた報酬額を監査役の協議により決定しております。

(4) 責任限定契約の内容の概要

当社と社外取締役及び各社外監査役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が定める最低責任限度額としております。

なお、当該責任限定が認められるのは、当該社外取締役又は当該社外監査役が責任の原因となった職務の遂行について善意でかつ重大な過失がないときに限られます。

(5) 社外役員に関する事項

① 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

区分	氏名	重要な兼職の状況	当社との関係
取締役	吉田周史	吉田周史公認会計士事務所 所長 フュージョン株式会社 社外監査役 株式会社ホープ 取締役 株式会社CEホールディングス 社外取締役（監査等委員）	特別の関係はありません
監査役	宮脇憲二	該当事項はありません	—
監査役	伊藤光男	伊藤光男税理士事務所 所長	特別の関係はありません

② 当事業年度における主な活動状況

区分	氏名	主な活動状況
取締役	吉田周史	当事業年度に開催した14回の取締役会のうち合計12回（85.7%）出席しております。 また、公認会計士としての専門的見地から、取締役会の決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行っております。
監査役	宮脇憲二	当事業年度に開催した14回の取締役会のうち合計14回（100.0%）出席しております。 また、当事業年度に開催した14回の監査役会のうち合計14回（100.0%）出席しており、監査役の立場でそれぞれ適宜意見を述べております。
	伊藤光男	当事業年度に開催した14回の取締役会のうち合計13回（92.9%）出席しております。 また、当事業年度に開催した14回の監査役会のうち合計13回（92.9%）出席しており、監査役の立場でそれぞれ適宜意見を述べております。

5. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

新日本有限責任監査法人

(2) 会計監査人の報酬等の額

- | | |
|----------------------------------|----------|
| ① 当社の当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額 | 17,000千円 |
| ② 当社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額 | 17,000千円 |

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、上記①の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。
3. 監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠などが適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。

(3) 非監査業務の内容

該当事項はありません。

(4) 会計監査人の解任又は不再任の決定方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

6. 業務の適正を確保するための体制（内部統制システム）及び当該体制の運用状況

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制、その他会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容及び運用状況の概要は以下のとおりであります。

(1) 取締役・使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ① 当社は、経営の基本方針に則った「行動規範」を制定し、その精神を役職者をはじめとする全ての使用人に継続的に伝達することにより、法令遵守及び社会倫理の遵守を企業行動の原点とすることを徹底する。
- ② 法令遵守及び社会倫理遵守の徹底を図るための横断的組織として、社長を委員長とする「内部統制委員会」を設置し、当社のガバナンスの強化に努める。
- ③ コンプライアンスの取組みを推進するために「コンプライアンス室」を設置し、役職員に対するコンプライアンスの強化及び浸透を図り、また、法令及び社内規程並びに社会規範に反する行為等を早期に発見し是正することを目的に「内部通報制度運用規程」を制定し運用する。
- ④ 社会の秩序や企業の健全な活動に脅威を与える反社会的勢力に対しては、組織全体として毅然とした態度で対応し、取引関係その他一切の関係を持たない体制を整備する。

(2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役の職務の執行に係る情報については、法令及び社内規則（文書管理規程、秘密情報・個人情報保護規程、稟議規程等）に基づき作成・保存するとともに、必要に応じて取締役・監査役・会計監査人等が何時でも閲覧、監査可能な状態にて管理する。

(3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ① 当社は、当社全体の事業、経営に関するリスクを総括的に管理するため、内部統制委員会及び担当部署にて、リスク管理の基本方針や管理体制を定めた「リスク管理規程」に従いリスクを総括的に管理する。内部統制委員会及び各担当部署の長は、リスク管理の状況を必要に応じて取締役会に報告する。
- ② 各担当部署の業務に係るリスクについては、それぞれの担当取締役が既存の社内規則・ガイドラインを整備し、関連規程に基づきリスク管理体制を確立する。

(4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ① 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制の基礎として、取締役会を月1回（定時）開催するほか、必要に応じて臨時に開催する。また、決裁に関する「職務権限規程」及び「業務分掌規程」に基づき、各部署担当取締役は経営計画に基づいた各部署が実施すべき具体的施策及び効率的な業務遂行体制を決定する。

- ② 各担当取締役は、職務執行状況を取締役会に報告し、取締役会は施策及び効率的な業務執行体制を阻害する要因の分析とその改善を図る。
 - ③ 取締役会の決議により、業務の執行を担当する執行役員を選任し、会社の業務を委任する。また、選任された執行役員は、取締役会で決定した会社の方針及び代表取締役社長の指揮監督の下に業務を執行する。
- (5) 当社及び子会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制
- 当社は、企業集団を構成する親会社並びに子会社を有しておりませんので、該当事項はありません。
- (6) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項及びその使用人の取締役からの独立性に関する事項並びに監査役の当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項
- ① 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合、取締役会は監査役と協議の上、補助すべき使用人を指名して置くことができる。
 - ② 当該使用人の異動、処遇、懲戒等の人事事項については、監査役と事前協議の上で実施するものとする。
 - ③ 監査役が指定する補助すべき期間中は、当該使用人への指揮命令権は監査役に移譲されたものとし、当該使用人の取締役からの独立性及び監査役の指示の実効性を確保する。
- (7) 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制、その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
- ① 取締役及び使用人は、業務又は業績に影響を与える重要事項、法令違反行為等、取締役会に付議すべき重要な事項及び内部監査の実施状況について監査役に報告するものとする。
 - ② 監査役は、取締役会及び必要な都度重要会議に出席するとともに、重要文書の閲覧並びに取締役及び使用人に説明を求めることとする。また、「監査役監査基準」及び「監査役会規程」に基づく独立性と権限により監査の実効性を確保する。
 - ③ 当社は、監査役への報告を行った取締役及び使用人に対して、当該報告をしたことを理由として不利益な取扱いを行うことを禁止する。また、「内部通報制度運用規程」においても、通報をした者が通報したことを理由として、不利益な扱いを受けないこととすることを規定し、その旨を役職者及び使用人に周知徹底する。
- (8) 監査役職務の執行について生ずる費用の前払い又は償還の手続きその他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項
- 当社は、監査役がその職務の執行について生ずる費用の前払い又は償還等の請求をしたときは、当該職務の執行に必要でないと認められた場合を除き、速やかに当該費用又は債務を処理する。

(9) 財務報告の信頼性を確保するための体制

当社は、金融商品取引法の定めに従って、財務報告に係る内部統制が有効かつ適切に行われる体制の整備、運用、評価を継続的に行い、財務報告の信頼性と適正性を確保する。

(10) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

① 取締役会・監査役会

取締役会は月1回（定時）開催しており、臨時取締役会を含め14回開催し、法令等に定められた事項や経営の基本方針等、経営に関する重要事項を決定し、月次の経營業績の分析、対策、評価を検討するとともに、法令・定款等への適合性及び業務の適正性の観点から審議いたしました。

② 内部統制・内部監査等

当社は、金融商品取引法の定めに従い、每期内部統制の整備及び運用状況を評価し、その適正性について会計監査人による監査を実施しております。また、統制レベルを維持、強化する目的から、内部監査室による監査を每期実施しており、必要に応じ経営者及び取締役会並びに監査役会に報告しております。

監査役会は、内部監査室及び会計監査人との連携を図り、内部統制システムの構築に向けて協議を実施しております。

7. 会社の支配に関する基本方針

当社は、会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関し、基本方針について特に定めてはおりません。

貸借対照表

(平成30年2月28日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
【流動資産】	【5,004,445】	【流動負債】	【10,323,858】
現金及び預金	1,680,209	買掛金	2,604,196
売掛金	737,293	1年内償還予定の社債	100,000
商品及び製品	1,784,951	短期借入金	4,550,000
原材料及び貯蔵品	93,777	1年内返済予定の長期借入金	1,316,434
前払費用	108,839	リース債務	262,995
繰延税金資産	73,911	未払金	341,391
未収入金	446,858	未払費用	278,036
その他	79,336	未払法人税等	142,565
貸倒引当金	△734	未払消費税等	68,137
【固定資産】	【14,502,064】	前受金	21,233
(有形固定資産)	(11,821,606)	預り金	497,554
建物	3,921,564	賞与引当金	110,088
構築物	156,758	ポイント引当金	31,224
機械及び装置	199	【固定負債】	【4,425,006】
車両運搬具	72	社債	750,000
工具、器具及び備品	80,627	長期借入金	1,976,161
土地	7,222,016	リース債務	331,206
リース資産	440,367	退職給付引当金	893,663
(無形固定資産)	(77,018)	役員退職慰労引当金	101,021
ソフトウェア	42,562	長期預り保証金	310,220
ソフトウェア仮勘定	16,227	資産除去債務	60,711
電話加入権	18,228	その他	2,022
(投資その他の資産)	(2,603,438)	負債合計	14,748,864
投資有価証券	238,945	純 資 産 の 部	
出資金	589	【株主資本】	【4,713,650】
長期前払費用	84,200	資本金	641,808
繰延税金資産	373,940	資本剰余金	351,215
差入保証金	1,848,741	資本準備金	161,000
保険積立金	57,021	その他資本剰余金	190,215
【繰延資産】	【11,512】	利益剰余金	3,722,248
社債発行費	11,512	その他利益剰余金	3,722,248
資産合計	19,518,021	別途積立金	2,465,000
		繰越利益剰余金	1,257,248
		自己株式	△1,621
		【評価・換算差額等】	【55,506】
		その他有価証券評価差額金	55,506
		純資産合計	4,769,157
		負債純資産合計	19,518,021

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

損益計算書

（平成29年3月1日から
平成30年2月28日まで）

（単位：千円）

科 目	金	額
売上高		41,711,830
売上原価		
商品期首たな卸高	1,756,474	
当期商品仕入高	31,136,244	
合 計	32,892,719	
商品期末たな卸高	1,784,951	31,107,767
売上総利益		10,604,063
営業収入		
不動産賃貸収入	275,699	
運送収入	920,071	1,195,770
営業総利益		11,799,834
販売費及び一般管理費		11,392,653
営業利益		407,180
営業外収益		
受取利息	11,585	
受取配当金	8,594	
助成金収入	4,698	
受取事務手数料	19,430	
雑収入	42,028	86,336
営業外費用		
支払利息	45,085	
社債利息	8,612	
社債発行費	4,474	
雑損	4,976	63,148
経常利益		430,368
特別損失		
固定資産除却損	2,650	
賃貸借契約解約損	5,000	
減損	166,958	174,608
税引前当期純利益		255,759
法人税、住民税及び事業税	137,423	
法人税等調整額	△46,108	91,314
当期純利益		164,444

（注）記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

(平成29年3月1日から
平成30年2月28日まで)

(単位：千円)

	株主資本								
	資本金	資本剰余金			利益剰余金			自己株式	株主資本 合計
		資本 準備金	その他 資本 剰余金	資本 剰余金 合計	その他利益剰余金		利益剰余 金合計		
					別途 積立金	繰越利益 剰余金			
当期首残高	641,808	161,000	190,215	351,215	2,465,000	1,156,006	3,621,006	△1,595	4,612,434
当期変動額									
剰余金の配当						△63,202	△63,202		△63,202
当期純利益						164,444	164,444		164,444
自己株式の取得								△25	△25
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）									
当期変動額合計	—	—	—	—	—	101,242	101,242	△25	101,216
当期末残高	641,808	161,000	190,215	351,215	2,465,000	1,257,248	3,722,248	△1,621	4,713,650

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他有価証 券評価差額金	評価・換算 差額等合計	
当期首残高	70,063	70,063	4,682,497
当期変動額			
剰余金の配当			△63,202
当期純利益			164,444
自己株式の取得			△25
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）	△14,556	△14,556	△14,556
当期変動額合計	△14,556	△14,556	86,659
当期末残高	55,506	55,506	4,769,157

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

〔個別注記表〕

1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 資産の評価基準及び評価方法

① その他有価証券

・時価のあるもの

決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

・時価のないもの

移動平均法による原価法

② たな卸資産

・商品 生鮮食料品

最終仕入原価法（貸借対照表価額については、収益性の低下に基づく簿価の切下げの方法により算定）

その他の商品

売価還元法による原価法（貸借対照表価額については、収益性の低下に基づく簿価の切下げの方法により算定）

・貯蔵品

最終仕入原価法（貸借対照表価額については、収益性の低下に基づく簿価の切下げの方法により算定）

(2) 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産

（リース資産を除く）

定率法。ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに平成28年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物及び構築物 3～45年

工具、器具及び備品 2～20年

② 無形固定資産

（リース資産を除く）

定額法。ただし、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法を採用しております。

③ 長期前払費用

定額法

④ リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産については、リース期間を耐用年数として残存価額を零とする定額法を採用しております。

(3) 繰延資産の処理方法

社債発行費

償還期間にわたり均等償却しております。

(4) 引当金の計上基準

① 貸倒引当金

債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

② 賞与引当金

従業員の賞与の支給に備えるため、支給見込額のうち当事業年度の負担額を計上しております。

③ ポイント引当金

販売促進を目的としたポイントカード制度により顧客に付与したポイントの将来の使用に関する費用負担に備えるため、当事業年度末の未使用残高に対して将来使用されると見込まれる金額を計上しております。

④ 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務の見込額に基づき計上しております。

イ、退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

ロ、数理計算上の差異の費用処理方法

数理計算上の差異については、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生の翌事業年度から費用処理しております。

⑤ 役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金の支出に備えるため、役員退職慰労金内規に基づく期末要支給額を計上しております。

(5) ヘッジ会計の方法

① ヘッジ会計の方法

特例処理の要件を満たす金利スワップについて、特例処理を採用しております。

② ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ手段……………金利スワップ

ヘッジ対象……………借入金の利息

③ ヘッジ方針

借入金の金利上昇による支払利息増加のリスクを回避する目的で実施しており、ヘッジ対象の識別は個別契約ごとに行っております。

④ ヘッジの有効性の評価方法

金利スワップの特例処理の要件を満たしているため、有効性の評価を省略しております。

(6) その他計算書類作成のための基本となる事項

消費税等の会計処理は、税抜方式によっております。

2. 追加情報に関する注記

(繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針の適用)

「繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第26号 平成28年3月28日）を当事業年度から適用しております。

3. 貸借対照表に関する注記

(1) 担保に供している資産及び担保付債務は、次のとおりであります。

(担保資産)

現金及び預金	550,000千円
建 物	3,078,074千円
土 地	7,067,835千円
合 計	10,695,909千円

(担保付債務)

短期借入金	4,000,000千円
1年内返済予定の長期借入金	1,236,422千円
長期借入金	1,872,916千円
1年内償還予定の社債	100,000千円
社債	150,000千円
長期預り保証金	99,102千円
保証債務	600,000千円
合 計	8,058,440千円

(2) 有形固定資産の減価償却累計額 8,378,514千円

減価償却累計額には、減損損失累計額が含まれております。

(3) 当社は、運転資金の効率的な調達を行うため主要取引金融機関と当座貸越契約を締結しております。当事業年度末における当座貸越契約に係る借入未実行残高等は次のとおりであります。

当座貸越限度額の総額	1,950,000千円
借入実行残高	一千円
差引額	1,950,000千円

4. 損益計算書に関する注記

該当事項はありません。

5. 株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 発行済株式の総数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首の株式数(株)	当事業年度増加株式数(株)	当事業年度減少株式数(株)	当事業年度末の株式数(株)
普通株式	6,323,201	—	—	6,323,201

(2) 自己株式の数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首の株式数(株)	当事業年度増加株式数(株)	当事業年度減少株式数(株)	当事業年度末の株式数(株)
普通株式	2,936	39	—	2,975

(3) 剰余金の配当に関する事項

① 配当金支払額等

決議	株式の種類	配当金の総額(千円)	1株当たり配当額(円)	基準日	効力発生日
平成29年5月26日 定時株主総会	普通株式	63,202	10	平成29年2月28日	平成29年5月29日

② 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度になるもの平成30年5月28日開催予定の第48回定時株主総会において、次のとおり付議いたします。

・配当金の総額	63,202千円
・配当の原資	利益剰余金
・1株当たり配当額	10円
・基準日	平成30年2月28日
・効力発生日	平成30年5月29日

6. 税効果会計に関する注記

(1) 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産(流動)

未払事業税	16,838千円
未払事業所税	7,669千円
貸倒引当金	224千円
未払社会保険料	5,125千円
賞与引当金	33,686千円
ポイント引当金	9,554千円
その他	811千円

繰延税金資産(流動)の純額 73,911千円

繰延税金資産(固定)

減価償却費	1,513千円
減損損失	82,068千円
資産除去債務	18,456千円
退職給付引当金	271,795千円
役員退職慰労引当金	30,720千円
その他	11,133千円
評価性引当額	<u>△10,296千円</u>
小計	405,389千円

繰延税金負債(固定)

有価証券評価差額金	△17,346千円
資産除去債務に対応する除去費用	△7,012千円
金融商品会計による差額	△7,089千円
小計	<u>△31,448千円</u>

繰延税金資産(固定)の純額 373,940千円

- (2) 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

法定実効税率	30.6%
(調整)	
交際費等永久に損金に算入されない項目	0.8%
受取配当金等永久に益金に算入されない項目	△0.2%
寄付金等永久に益金に算入されない項目	0.3%
住民税均等割	4.0%
その他	0.2%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	<u>35.7%</u>

7. 金融商品に関する注記

- (1) 金融商品の状況に関する事項

① 金融商品に対する取組方針

当社は主にスーパーマーケット事業を行うための設備投資計画に照らして、必要な資金を主に銀行借入や社債発行により調達しております。資金運用については短期的な預金等に限定し、また短期的な運転資金を銀行等金融機関からの借入により行う方針であります。デリバティブは内部管理規定に従い、借入金の金利変動リスクを回避するために利用しており、投機的な取引は行わない方針であります。

② 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

営業債権である売掛金の顧客信用リスクは、取引先ごとに期日及び残高を管理するとともに、当社社内規定に沿ってリスク低減を図っております。

投資有価証券は主として業務上関係を有する上場及び非上場企業の株式であります。上場株式については市場価格の変動リスクに晒されておりますが、四半期ごとに時価の把握を行っております。また、非上場企業の株式については、発行体の財務状況等を把握し管理しております。

差入保証金は賃借による出店に際し、契約時賃貸人に対し店舗用建物の保証金を差入れたものであります。当該保証金は期間満了による契約解消時に一括返還、もしくは一定期間経過後数年にわたり均等償還されるのが通例であります。賃貸側の不測の事態の信用リスクに晒されており、賃貸先の状況を定期的にモニタリングし、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や信用リスクの低減を図っております。

営業債務である買掛金及び未払金は、そのほとんどが2ヶ月以内に決済されております。借入金のうち、短期借入金（1年内返済予定の長期借入金を除く）は主に運転資金に係る調達であり、長期借入金及び社債は主に設備投資に必要な資金調達を目的としたものであり、償還日は決算日後、最長で5年であります。

このうち長期のものの一部については、変動金利であるため金利の変動リスクに晒されておりますが、支払金利の変動リスクを回避し支払利息を固定化するために、デリバティブ取引（金利スワップ取引）を利用してヘッジしております。

なお、ヘッジの有効性に関する評価については、金利スワップの特例処理の要件を満たしているため、その判定をもって有効性の評価を省略しております。なお、ヘッジ会計に関するヘッジ手段とヘッジ対象、ヘッジ方針等については、前述の「1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記」に記載されている「(5) ヘッジ会計の方法」をご覧ください。

デリバティブ取引の執行・管理については、取引権限を定めた社内規定に従って行っており、また、デリバティブ取引の利用にあたっては、信用リスクを低減するために、格付

けの高い金融機関とのみ取引を行っております。

預り保証金は当社営業店舗のテナント契約に基づき、取引先から預かった保証金・敷金であり、テナント契約の満了又は解消する場合に返金する義務があります。

資金調達に係る流動性リスクの管理については、各部署からの報告に基づき経理部が適時に資金繰計画を作成し更新することにより、流動性リスクを管理しております。

③ 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいたため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

平成30年2月28日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表に含まれておりません（(注)2.参照）。

	貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
(1) 現金及び預金	1,680,209	1,680,209	—
(2) 売掛金	737,293	737,293	—
(3) 投資有価証券 その他有価証券	177,145	177,145	—
(4) 差入保証金	1,848,741	1,654,277	△194,464
資産計	4,443,389	4,248,925	△194,464
(1) 買掛金	2,604,196	2,604,196	—
(2) 短期借入金	4,550,000	4,550,000	—
(3) 未払金	341,391	341,391	—
(4) 社債 (*1)	850,000	534,857	△315,142
(5) 長期借入金 (*2)	3,292,595	3,267,160	△25,434
負債計	11,638,183	11,297,607	△340,576

(*1) 1年内償還予定の社債を含んでおります。

(*2) 1年内返済予定の長期借入金を含んでおります。

(注) 1. 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券に関する事項

資 産

(1) 現金及び預金、(2) 売掛金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(3) 投資有価証券

これらの時価について、株式等は取引所の価格によっております。

(4) 差入保証金

これらは将来キャッシュ・フローの回収予定額を契約期間に対応する国債の利回り等適切な指標に基づく利率で割り引いた現在価値により算定しております。

負 債

(1) 買掛金、(2) 短期借入金、(3) 未払金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(4) 社債

当社の発行する社債は市場価格がないため、元利金の合計額を当該社債の残存期間及び信用リスクを加味した利率で割り引いた現在価値により算定しております。

(5) 長期借入金

これらの時価については、元利金の合計額を、同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。

2. 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

区分	貸借対照表計上額 (千円)
非上場株式	61,800

これらについては、市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積ることができず、時価を把握することが極めて困難と認められることから、「資産 (3) 投資有価証券」には含めておりません。

3. 金銭債権の決算日後の償還予定額

	1年以内 (千円)	1年超5年以内 (千円)	5年超10年以内 (千円)	10年超 (千円)
現金及び預金	1,309,614	—	—	—
売掛金	737,293	—	—	—
差入保証金	94,922	253,900	103,601	1,396,316
合計	2,141,830	253,900	103,601	1,396,316

4. 社債、長期借入金及びその他の負債について、決算日後の返済予定額

	1年以内 (千円)	1年超2年以内 (千円)	2年超3年以内 (千円)	3年超4年以内 (千円)	4年超5年以内 (千円)	5年超 (千円)
短期借入金	4,550,000	—	—	—	—	—
社債	100,000	100,000	50,000	300,000	300,000	—
長期借入金	1,316,434	893,835	697,920	381,230	3,176	—
合計	5,966,434	993,835	747,920	681,230	303,176	—

8. 賃貸等不動産に関する注記

当社では、札幌圏を中心に北海道内において商業店舗及び賃貸等不動産を保有しております。なお、商業店舗については、店舗の一部を賃貸収入を得ることを目的として賃貸しているため、賃貸等不動産として使用される部分を含む不動産としております。

これら賃貸等不動産及び賃貸等不動産として使用される部分を含む不動産の貸借対照表計上額及び当事業年度における主な変動並びに決算日における時価及び当該時価の算定方法は、次のとおりであります。

(単位：千円)

	貸借対照表計上額			当事業年度末 の時価
	当事業年度期首残高	当事業年度増減額	当事業年度末残高	
賃貸等不動産	2,790,228	△5,655	2,784,572	1,951,009
賃貸等不動産として使用される部分を含む不動産	461,010	△30,630	430,379	469,919

- (注) 1. 貸借対照表計上額は、取得原価から減価償却累計額及び減損損失累計額を控除した金額であります。
2. 賃貸等不動産の当事業年度増減額のうち、減少額は減価償却費5,655千円であります。
3. 賃貸等不動産として使用される部分を含む不動産の当事業年度増減額のうち、主な増加額は新規取得の7,359千円、主な減少額は減価償却費の7,781千円、賃貸借契約終了による30,082千円であります。
4. 当事業年度末の時価は、主要な物件については社外の不動産鑑定士による不動産鑑定評価書に基づく価額であります。第三者からの取得や直近の評価時点から、一定の評価額や適切に市場価格を反映していると考えられる指標に重要な変動が生じていない場合には、当該評価額や指標を用いて評価した金額によっております。また、重要性の乏しいものについては、一定の評価額や適切に市場価格を反映していると考えられる指標に基づく価額等を時価としております。

また、賃貸等不動産及び賃貸等不動産として使用される部分を含む不動産に関する当事業年度における損益は、次のとおりであります。

(単位：千円)

	賃貸収益	賃貸費用	差額	その他 (減損損失等)
賃貸等不動産	113,726	20,857	92,868	—
賃貸等不動産として使用される部分を含む不動産	115,208	14,222	100,985	—

(注) 賃貸等不動産として使用される部分を含む不動産には、営業店舗として当社が使用している部分も含むため、当該部分の営業収益は計上されておられません。なお、当該不動産に係る賃貸費用につきましては、減価償却費、租税公課を使用しております。

9. 関連当事者との取引に関する注記

該当事項はありません。

10. 1株当たり情報に関する注記

(1) 1株当たり純資産額	754円59銭
(2) 1株当たり当期純利益	26円02銭
(3) 1株当たり当期純利益の算定上の基礎	
① 損益計算書上の当期純利益	164,444千円
② 普通株式に係る当期純利益	164,444千円
③ 普通株式の期中平均株式数	6,320,257株

11. 重要な後発事象に関する注記

(株式併合及び単元株式数の変更)

平成30年4月6日開催の取締役会において、平成30年5月28日開催予定の第48回定時株主総会において、株式併合(普通株式5株を1株に併合)及び単元株式数の変更(1,000株から100株に変更)に関する定款の一部変更を付議することを決議いたしました。

(1) 株式併合及び単元株式数の変更の目的

全国証券取引所は、「売買単位の集約に向けた行動計画」を公表し、上場する国内会社の普通株式の売買単位を100株に統一することを目指しております。

当社は、東京証券取引所に上場する会社として、この趣旨を尊重し、当社普通株式の売買単位である単元株式数を1,000株から100株に変更することとし、併せて、証券取引所が望ましいとしている投資単位の金額水準(5万円以上50万円未満)を勘案し、株式併合を実施するものであります。

(2) 株式併合の内容

- ①株式併合する株式の種類
普通株式

②株式併合の方法・比率

平成30年9月1日付で、平成30年8月31日の最終の株主名簿に記載または記録された株主の所有株式数を普通株式5株につき1株の割合で併合いたします。

③株式併合により減少する株式数

株式併合前の発行済株式総数（平成30年2月28日現在）	6,323,201株
株式併合により減少する株式数	5,058,561株
株式併合後の発行済株式総数	1,264,640株

（注）「株式併合により減少する株式数」及び「株式併合後の発行済株式総数」は、併合前の発行済株式総数及び併合割合に基づき算出した理論値です。

④1株未満の端数が生じる場合の処理

株式併合の結果、1株に満たない端数が生じた場合には、会社法第235条により、一括して処分し、その処分代金を端数が生じた株主に対して、端数の割合に応じて分配いたします。

(3) 単元株式数の変更の内容

株式併合の効力発生と同時に、普通株式の単元株式数を1,000株から100株に変更いたします。

(4) 株式併合及び単元株式数の変更の日程

取締役会決議日	平成30年4月6日
株主総会決議日	平成30年5月28日
株式併合及び単元株式数の変更の効力発生日	平成30年9月1日

(5) 1株当たり情報に及ぼす影響

当該株式併合が当事業年度に実施されたと仮定した場合の、当事業年度における1株当たり情報は以下のとおりです。

	当事業年度 (自 平成29年3月1日 至 平成30年2月28日)
1株当たり純資産額	3,772円93銭
1株当たり当期純利益	130円09銭

（注）潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式が存在しないため記載していません。

会計監査人の会計監査報告

独立監査人の監査報告書

平成30年4月13日

北雄ラッキー株式会社

取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 松本雄一 ⑩
業務執行社員
指定有限責任社員 公認会計士 柴本岳志 ⑩
業務執行社員

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、北雄ラッキー株式会社の平成29年3月1日から平成30年2月28日までの第48期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査役会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査役会は、平成29年3月1日から平成30年2月28日までの第48期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

(1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

(2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。

①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。

②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。

③会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成30年4月16日

北雄ラッキー株式会社 監査役会

常勤監査役 田井中 廣 治 ⑩

監査役 堀 勝 彦 ⑩

監査役 宮 脇 憲 二 ⑩

監査役 伊 藤 光 男 ⑩

(注) 監査役 宮脇憲二、伊藤光男の両氏は、社外監査役であります。

以 上

株主総会参考書類

第1号議案 剰余金処分の件

剰余金処分につきましては、以下のとおりといたしたいと存じます。

期末配当に関する事項

第48期の期末配当につきましては、継続的な安定配当の実施という基本方針のもと、当期の業績並びに今後の経営環境等を慎重に勘案いたしまして、以下のとおりといたしたいと存じます。

(1) 配当財産の種類

金銭といたします。

(2) 配当財産の割当に関する事項及びその総額

当社普通株式1株につき金10円

配当総額 63,202,260円

(3) 剰余金の配当が効力を生じる日

平成30年5月29日

第2号議案 株式併合の件

1. 株式併合を必要とする理由

全国証券取引所は、「売買単位の集約に向けた行動計画」を公表し、上場する国内会社の普通株式の売買単位（単元株式数）を100株に統一することを目指しております。当社は、東京証券取引所に上場する企業としてこの趣旨を尊重し、当社普通株式の売買単位である単元株式数を、現在の1,000株から100株に変更するとともに、単元株式数の変更後においても、全国証券取引所が望ましいとする投資単位の水準（5万円以上50万円未満）とするために、株式併合を行うものであります。

2. 併合する株式の割合

当社普通株式について、5株を1株の割合で併合いたしたいと存じます。

なお、株式併合の結果、1株に満たない端数が生じた場合には、会社法の定めに基づき一括して処分し、その処分代金を端数が生じた株主様に対して、端数の割合に応じて分配いたします。

3. 株式併合がその効力を生ずる日

平成30年9月1日（土）

4. 効力発生日における発行可能株式総数

2,416,000株

5. その他

本議案に係る株式併合は、第3号議案「定款一部変更の件」が承認可決されることを条件といたします。なお、その他手続上必要な事項につきましては、取締役会にご一任願いたいと存じます。

第3号議案 定款一部変更の件

1. 提案の理由

- (1) 第2号議案「株式併合の件」の承認可決とその効力発生を条件として、発行済株式総数の減少に伴う発行可能株式総数の適正化を図るために、現行定款第5条（発行可能株式総数）に規定されている発行可能株式総数を12,080,000株から、2,416,000株に変更するものであります。
- (2) 同じく第2号議案「株式併合の件」の承認可決とその効力発生を条件として、当社株式の売買の利便性の改善とそれによる流動性の向上を図るため、現行定款第7条（単元株式数）に規定される当社普通株式の単元株式数を1,000株から100株に変更するものであります。
- (3) 現行定款第5条（発行可能株式総数）及び第7条（単元株式数）の変更の効力は、株式併合の効力発生日に生ずることとする附則を設け、株式併合の効力発生日経過後は、これを定款から削除するものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

（下線は変更部分を示します。）

現 行 定 款	変 更 案
<p>第2章 株式</p> <p>（発行可能株式総数） 第5条 当社の発行可能株式総数は、<u>12,080,000</u>株とする。</p> <p>（単元株式数） 第7条 当社の単元株式数は、<u>1,000</u>株とする。</p> <p>（新 設）</p>	<p>第2章 株式</p> <p>（発行可能株式総数） 第5条 当社の発行可能株式総数は、<u>2,416,000</u>株とする。</p> <p>（単元株式数） 第7条 当社の単元株式数は、<u>100</u>株とする。</p> <p>附 則 <u>（定款一部変更の効力発生日）</u> 本定款第5条及び第7条の変更の効力発生日は、平成30年5月28日開催の第48回定時株主総会の第2号議案に係る株式併合の効力が発生した日とする。なお、本附則は、当該株式併合の効力発生日の経過後、これを削除する。</p>

第4号議案 監査役1名選任の件

監査役田井中廣治氏は、本総会終結の時をもって辞任されますので、その補欠として監査役1名の選任をお願いするものであります。

なお、補欠として選任する監査役の任期は、当社定款の定めにより、退任する監査役の任期の満了する時までとなります。

また、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

ふりがな 氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位 (重要な兼職の状況)	所有する当社の株式数
くろだとしたか 黒田寿隆 (昭和30年6月19日生)	昭和53年4月 当社入社 昭和62年3月 当社 商品部加食部門バイヤー 平成19年5月 当社 営業本部販売部 店舗運営課マネジャー 平成29年5月 当社 内部監査室長 (現任)	4,000株

【監査役候補者とした理由】

黒田寿隆氏は、長年にわたり商品部及び販売部の要職を歴任し、営業面及び管理面における豊富な知識と経験を有しており、取締役の職務の執行の監査を的確、公正かつ効率的に遂行することが期待できることから監査役候補者といたしました。

- (注) 1. 監査役候補者黒田寿隆氏と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 黒田寿隆氏が選任された場合、当社は同氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額といたします。

第5号議案 退任監査役に対する退職慰労金贈呈の件

監査役田井中廣治氏は、本総会終結の時をもって辞任により退任されますので、在任中の功労に報いるため、当社における一定の基準に従い、相当額の範囲内で退職慰労金を贈呈することといたしたく存じます。

なお、その具体的金額、贈呈の時期、方法等は、監査役の協議によることにご一任願いたいと存じます。

退任監査役の略歴は、次のとおりであります。

ふりがな 氏名	略歴
た い なか こう じ 田 井 中 廣 治	平成23年5月 当社常勤監査役（現在に至る）

以 上

【ご参考】

株式併合及び単元株式数の変更に関するQ&A

Q1. 株式併合とはどのようなことですか。

A1. 株式併合とは、複数の株式を合わせて、それより少ない数の株式にすることです。今回当社では、5株を1株に併合いたします。

Q2. 単元株式数の変更とはどのようなことですか。

A2. 単元株式数の変更とは、株主総会における議決権の単位及び証券取引所において売買単位となっている株式数を変更することです。今回当社では、単元株式数を1,000株から100株に変更いたします。

Q3. 単元株式数の変更と株式併合の目的はなんですか。

A3. 全国証券取引所は、投資家をはじめとする市場利用者の利便性の向上等を目的に、国内上場会社の売買単位（単元株式数）を100株に統一する「売買単位の集約に向けた行動計画」を推進しております。当社は東京証券取引所に上場する企業として、この趣旨を尊重し、当社の単元株式数を1,000株から100株に変更することといたしました。併せて、単元株式数の変更後の当社株式について、証券取引所が望ましいとしている投資単位の水準（5万円以上50万円未満）を考慮し、5株を1株にする株式併合を行うことといたしました。

Q 4. 所有株式数と議決権数はどうなりますか。

A 4. 株主様の株式併合後のご所有株式数は、平成30年8月31日の最終の株主名簿に記載または記録された株式数に5分の1を乗じた数（1株に満たない端数（以下「端数株式」といいます。）がある場合は、これを切り捨てます。）となります。また、議決権数は株式併合後のご所有株式数100株につき1個となります。

具体的には、単元株式数の変更に合わせて株式併合の効力発生日の前後で、株主様のご所有株式数及び議決権数は以下のとおりとなります。

	効力発生前		効力発生後		
	所有株式数	議決権数	所有株式数	議決権数	端数株式
例①	2,000株	2個	400株	4個	なし
例②	668株	なし	133株	1個	0.6株
例③	32株	なし	6株	なし	0.4株
例④	1株	なし	なし	なし	0.2株

- ・例①に該当する株主様は、特段のお手続きは必要ございません。
- ・例②及び例③では、単元未満株式（効力発生後において、例②は33株、例③は6株）がありますので、従前と同様、ご希望により単元未満株式の買い取り制度をご利用いただけます。
- ・例②、例③及び例④において発生する端数株式（例②は0.6株、例③は0.4株、例④は0.2株）につきましては、当社が一括して処分し、その処分代金を端数が生じた株主様に対して、端数の割合に応じて分配いたします。
- ・例④においては、株式併合後に所有する株式がなくなりますので、株主としての地位は失われることとなります。

なお、株主様が複数の証券会社にて当社株式をご所有の場合は、原則として各証券会社の振替口座簿に記録された当社株式の残高に対して、株式併合の手続きがなされます。詳しくはお取引されている証券会社にお問い合わせ下さい。

Q 5. 株式併合は資産価値に影響を与えないのですか。

A 5. 株式併合を実施しても、その前後で、会社の資産や資本が変わることはありませんので、株式市況の変動などの他の要因を別にすれば、株

主様のご所有の当社株式の資産価値が変わることはありません。株式併合の結果、株主様のご所有の株式数は、併合前の5分の1になりますが、逆に1株当たりの純資産額は5倍となるためです。また、株価につきましても、理論上は併合前の5倍となります。

Q 6. 株式併合によって所有株式数が減少しますが、受け取る配当金はどうなりますか。

A 6. 株式併合により、株主様のご所有株式数は5分の1となりますが、株式併合の効力発生後にあつては、併合割合（5株を1株に併合）を勘案して1株当たりの配当金を設定させていただく予定です。業績変動などの他の要因を別にすれば、株式併合を理由として株主様の受取配当額の総額が変動することはありません。

具体例を挙げてご説明いたしますと、株式併合の効力発生前後で、1株当たり年間配当金及び受取配当金額等は、理論上は次のとおりとなります。

	効力発生前	効力発生後	備考
所有株式数	1,000株	200株	5分の1
1株当たり年間配当金 (予定)	10円	50円	5倍
受取配当金	10,000円	10,000円	変化なし

Q 7. 端数株式が生じないようにする方法はありますか。

A 7. 株式併合の効力発生前に、単元未満株式の買い取り制度をご利用いただくことにより、1株未満の端数株式が生じないようにすることも可能です。具体的なお手続きについては、株主様がお取引されている証券会社か、証券会社に口座を作られていない場合は後記の当社株主名簿管理人にお問い合わせ下さい。

Q 8. 株式併合後も、単元未満株式の買い取りはしてもらえますか。

A 8. 株式併合後においても、単元未満株式の買い取り制度をご利用いただけます。具体的なお手続きについては、株主様がお取引されている証券会社か、証券会社に口座を作られていない場合は後記の当社株主名簿管理人にお問い合わせ下さい。

Q 9. 株主自身で何か手続きをしなければならないのですか。

A 9. 特段のお手続きの必要はありません。

Q10. 株主優待制度はどのようなのでしょうか。

A10. 平成30年9月以降の株主優待制度につきましては見直しを予定しております。その詳細につきましては、後日改めてご報告させていただきます。

Q11. 今後の具体的なスケジュールはどうなりますか。

A11. 単元株式数の変更と株式併合に関するスケジュール（予定）は以下のとおりです。

平成30年5月28日 第48回定時株主総会

平成30年8月29日 東京証券取引所における当社株式の売買単位が100株に変更

平成30年9月1日 単元株式数の変更及び株式併合の効力発生日

平成30年10月中旬 株主様へ株式併合割当ご通知発送

平成30年11月下旬 端数処分代金の支払開始

【お問い合わせ先】

単元株式数の変更及び株式併合に関してご不明な点がございましたら、お取引のある証券会社又は以下の株主名簿管理人までお問い合わせ下さい。

株主名簿管理人 みずほ信託銀行株式会社
連絡先 〒168-8507 東京都杉並区和泉二丁目8番4号
 みずほ信託銀行株式会社 証券代行部
 電話 0120-288-324（フリーダイヤル）
 受付時間 9:00～17:00（土・日・祝日を除く）

メ モ

A series of horizontal dashed lines for writing, consisting of 20 lines.

定時株主総会会場のご案内図

会場：札幌市中央区北1条西12丁目1

ホテル さっぽろ芸文館（旧 北海道厚生年金会館）

3階 黎明の間

TEL. 011(231)9551(代)



〔交通機関〕

- JR札幌駅からタクシーで約5分
- 地下鉄東西線 西11丁目駅下車 徒歩約5分
- バス JR札幌駅前バスターミナルから小樽方面行JR北海道バス又は中央バスで7分、北1条西12丁目下車